

國學院大學學術情報リポジトリ

大山為起と荷田春満の『古事記』注釈

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 齋藤, 公太 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001728

大山為起と荷田春満の『古事記』注釈

齋藤公太

はじめに

いわゆる「四大人」の一人であり国学の祖とも見なされる荷田春満の学統を考える上で、一つの問題となるのは垂加神道家・大山為起との関係である。為起は慶安四（一六五一）年に生まれ、寛文九（一六六九）年に生まれた春満よりも十八歳年長にあたる。両者はそれぞれ松本家と東羽倉家、すなわち山城国伏見の稲荷社の神職家に生まれた。為起は寛文四（一六六四）年に世職の神楽預を継承し、延宝八（一六八〇）年には垂加神道を唱道していた山崎闇齋に神道誓文を提出して正式に入門する。しかし為起は貞享四（一六八七）年に稲荷社を辞して出奔し、伊予松山藩主松平定直の招聘を受けて同藩に移住。味酒神社の祠官となった。また春満も元禄十三（一七〇〇）年以降江戸に下向するようになる。とはいえ貞享四年まで両者は同じ稲荷社に仕えていたのであり、つとに学者としての令名をはせて

いた為起の存在を、春満が見過ごしていたはずはなく、二人には何らかの関係があったと考えるのが自然であろう。

以上のことから、春満の学問上の師は為起であり、あるいは少なくとも「感化」を受けていたとする説を、山本信哉が最初に提起したのは明治四十（一九〇七）年のことであった¹。爾後、三浦周行や河野省三も同様の説を唱えた²。西田長男もまた、為起が提唱した稻荷社の二月初七日鎮座説を春満が継承していることを明らかにし、上記の説の証左としている³。これを受けて上田賢治は、為起が大成した稻荷神道の面で春満への影響があることは「恐らく事実としなければならぬだろう」と述べている⁴。また為起は延宝八年六月七日に中臣祓、同二十日と同十月二十七日に神代巻、天和三（一六八三）年八月十二日に古語拾遺の講会を自宅で開いており、少年時代の春満がそこに出席していた可能性を上田は示唆する⁵。

このように春満と為起の関係が問題となるのは、国学史上における春満の位置づけの難しさが関係しているのだろう。いわゆる「神祇道德説」に見られるような春満の神道教説に儒学の影響が色濃いことはつとに三宅清によって指摘され、松浦光修は春満を「儒家神道家」の範疇に入れることを提唱している⁶。それらに対して松本久史は春満における伝授の否定などに国学の発生を見出している⁷。すなわち春満は儒家神道と国学との境界線上に位置する存在なのである。国学が儒学や先行する神道教説との深い関わりの中で形成されてきたものである以上、春満の両義性はなおさらのことであろう⁸。それゆえにこそ垂加神道家たる為起との関係が取り沙汰されてきたと推測される。

しかし春満の著作や生前の言行からは、垂加神道に特徴的な教説である五行説や土金の伝などが見出されず、生祠のごとき儀礼も実践していない。『日本書紀神代卷劄記』の中で大山祇神に関する「山崎闇齋説」に言及していることから、春満が垂加神道に触れていたことは明らかだが、春満はこの説すらも否定しているのである。また為起は正徳元（一七一）年に帰京し、正徳三（一七一三）年に没するまで講義を行っているが、春満の在京期間とは食い違っ

ており、その講義も荷田姓の者は受けておらず、為起の著作を春満が見ていた形跡もなく、為起の著作の伝写も荷田家に伝えられていないと羽倉敬尚は述べている。西田長男によれば為起の没後その著作などは遺命により松山に移されたという^①。これらのことから、岩橋小彌太、三木正太郎、そして上田賢治は為起から春満への学統の継承を否定し、松本も「為起との関係については、直接の師承関係はなかったとみるのが妥当であろう」と結論づけている。

ただ、従来の研究で問題とされてきたのは教説の水準における両者の影響関係であった。先に拙稿で明らかにしたように、垂加神道においても「実証主義」的に古代の文献を研究する態度が徐々に形成されており、為起もまた国学との境界線上に位置する存在であった以上、古典研究という面から両者の関係を改めて考察する意義はあるであろう。本稿はかかる研究状況に鑑み、また先の拙稿の成果をふまえ、為起と春満の『古事記』に対する注釈を比較し、両者の関係を再考するところみである。この考察の結果、たとえ両者の直接的つながりが見出せないとしても、両者の学問営為の異同が明るみになると予想される。それは国学の発生過程を考察する上で一つの材料となるだろう。

一、為起と春満の『古事記』研究

(1) 宣長手沢本『古事記』における為起の書入れ

最初に本稿で考察の対象となる資料について説明しておきたい。前回の拙稿でも取り上げたが、大山為起の『古事記』に関する注釈は、本居宣長が所蔵していた寛永版本の『古事記』に書き込まれたものである。すなわち為起の没後、彼が所持していた『古事記』は何らかの経路で書肆に売り出され、それを宝暦六（一七五六）年七月、京都遊学

中の宣長が購入したのだった¹⁵（『宝暦二年以後購求贍写書籍 附書目』）。この『古事記』には為起の書入れが大量に残されていたが、宣長はそこに上書きする形で自らの注釈を書入れ、それを『古事記伝』執筆の際にも参照したのである。

この宣長手沢本『古事記』に関しては千葉真也が詳細な研究を発表しており、本稿もそれに依拠する¹⁶。宣長手沢本には為起の頭注や傍注が墨筆で書き込まれており、その大半は垂加神道の教説に基づく解釈や、付会的な語釈である。これらに対して宣長は墨筆で見せ消ちを書いている。他方、為起は自らの本文校訂に基づき、改変・挿入すべき文字を朱筆で書き入れてもいる。宣長は、このような本文校訂の書入れは消さずに残しておき、「ノブ」や「寺」などと、為起の校訂と一致する諸本が何であるかを書き入れている。すなわち宣長は校訂の面に関しては為起の研究を評価し、それを自らの研究に活用していたのである。さらには為起の校訂によって改められた本文を、宣長が「一本」として『古事記伝』の中で採用している箇所があることも、千葉は明らかにしている¹⁷。

また宣長手沢本『古事記』には、朱筆と墨筆による傍訓や訓点も書き入れられている。千葉は朱筆の訓を為起のものとなししているが¹⁸、事実これらは『古事記伝』における宣長の訓と大体において異なっており、宣長が見せ消ちを施している箇所もあるため、為起による訓と推定される。

なお為起の書入れが行われた時期は定かではないが、西田長男が述べているように『先代旧事本紀』と『古事記』の校訂が対をなすものであったとすれば、稲荷社奉職中に着手され、松山への移住後も継続されたという『旧事記』の校訂と同時期に『古事記』の研究も行われたと推測される¹⁹。また、後述のように為起が対校資料として貞享四（一六八七）年に刊行された度会延佳の『鼈頭古事記』（以下「延佳本」）を使用していることから、少なくとも松山移住後に『古事記』への書入れが行われていたことは確実である²⁰。

(2) 春満講義に基づく書入れ本

一方、春満の『古事記』注釈を示すものとして、本稿では東丸神社所蔵の『古事記』（東羽倉家文書、文書番号A-1-5-1、2、3）を取り上げる²¹。これは寛永版本に対し、春満の講義に基づく注釈を高弟である大西親盛が書き入れたものである（以下、本書を親盛本と称す）。春満は享保九（一七二四）年十二月から同十（一七二五）年正月にかけて、幕府書物奉行の下田師古の要請で『古事記』の校訂を行い、それを師古に進上している。以後、春満は享保九年から同十四（一七二九）年にかけて複数回『古事記』の講義を行い、門弟たちは講義に基づく注釈を『古事記』に書き入れ、それが伝写されていった。そのうち國學院大學図書館所蔵武田文庫本（吉賢本）は師古へ献上されたものと同様であるが、親盛本は歌謡に関する注と訓がより詳細であるため、後に行われた歌謡中心の講義を反映したものであると松本久史は述べている²²。その後、享保十四年八月十四日には春満の講義録である『古事記笥記』が筆写されている。

ちなみに親盛本の書入れは墨筆と朱筆の二種類あり、依拠する講義の違いを表していると考えられるが、墨筆の書入れの中に親盛の筆跡とは明らかに異なるものも含まれている。その一つである上巻三八丁ウ三行「久久年神」への頭注に、「親寓按久久之二字恐冬之字歟誤分而為二字歟……」とあるため、これら別人物の書入れは親盛の孫、大西親寓のものと推測される²³。したがって、おおよそ筆跡で判別できるものの、墨筆の書入れについては春満の講義に基づくものかどうか注意が必要である。

(3) 為起と春満の『古事記』解釈

本稿は教説の水準における為起と春満の『古事記』解釈の比較には立ち入らない。それは紙幅の都合もあるが、事上比較が困難だからである。為起の『古事記』解釈についてはすでに先の拙稿で論じたが、その特徴は、たとえば「見立天之御柱」（上巻五丁ウ八行）に対し「天地中ニ金氣ヲミ立ルヲ云」との傍注を付けているように、垂加派ならではの五行説や土金の伝によって解釈するという点にある。

他方、親盛本のような春満の講義に基づく書入れ本は、本文校訂と傍訓が主内容であり、語義に関する詳細な解釈はほとんど見られない。『古事記笱記』にはより詳しい解釈が見られるものの、前述の通り春満は五行説を否定していたため、為起の解釈とはほとんど共通性が見出されず、比較するまでもなく両者の違いは明らかなのである。

ただ両者の解釈にはわずかながら共通性もある。それは『古事記』序文の「參神」（一丁オ三行）に関する解釈である。宣長手沢本の中で為起はこの文言に関して「參神ハ乾道独化三神ヲ云」との頭注を付け、『古事記』本文に出てくる天御中主神・高皇産靈神・神皇産靈神ら造化三神ではなく、『日本書紀』神代巻に見られる国常立尊・国狭槌尊・豊斟淳尊ら「乾道独化」の三神に比定する。実は春満も『古事記笱記』の中で「国常立国狭槌豊斟ノコノ三柱ノ神ヲサシテ三神トハ云タルモノ也²⁴」と述べており、為起と一致する。ここには両者に共通する『日本書紀』優位の考えが垣間見られ、両者が立脚する学問的土台の共通性を示唆している。

二、為起と親盛の本文校訂

千葉真也はその論文の中で、宣長手沢本『古事記』上巻における為起の本文校訂と、それに関して宣長が推定した対校資料とをリスト化している。²⁵本章では千葉の成果を援用し、為起と春満の『古事記』上巻に関する本文校訂を比較する。

以下、寛永版本『古事記』における所在を示す際には、中村啓信が用いている形式を採用した。²⁶たとえば「713」とあった場合は、最初の桁「7」が丁数、次の桁「1」が表（0）と裏（1）、最後の桁「3」が行数を表す。「1003」ならば一〇丁オ三行というわけである。寛永版本の原文に付けられた傍点は、為起や春満による校訂の対象である字句を指している。

為起は本文の校訂に際して、基本的に改変・挿入すべき箇所を朱筆で丸を付け、上欄外や当該箇所の傍らに代替・挿入すべき文字を朱筆で書き入れるという形式をとる。以下の表では為起が代替・挿入すべきとする文字のみを記した。本文に書かれた「○」は為起が指示した挿入箇所である。ただ校訂する箇所を明示する必要がある場合は、「①―②」という形式で記した。①が改正すべき箇所、②が代替・挿入する文字を表す。親盛本に関しては校訂を表す傍注・頭注のみを記した。

以下の表では宣長が手沢本に記している略号をそのまま流用した。千葉前掲論文によれば、略号が示している対校資料は以下の通りである。「ノブ（ノフ）」は度会延佳『鼈頭古事記』。「イ」は宣長が安永九（一七八〇）年に見た「或本」。「イ朱」（朱筆で「イ」の意）は天明三（一七八三）年に宣長が見た村井敬義所蔵の古写本。「寺」は天明七（一七八七）年に見た真福寺本の写本。以上の全ての資料に該当する場合は、千葉の前掲論文にならって「ノブく寺」と

表記した。また宣長は「旧」という略号も用いているが、千葉によればこれは『先代旧事本紀』を指しているという。²⁷⁾
 なお、カギカッコでくくられた資料名は為起自身が記したものである。

為起と春満の注のあとには、それぞれの校訂と一致する資料の略号をカッコでくくって記した。為起と春満、両者の校訂が一致する場合は太字で示した。紙幅の都合上、春満に該当する注がない箇所は割愛した。

【表1】為起と親盛の本文校訂の一致箇所

番号	寛永版本該当箇所	宣長手沢本	親盛本
1	411 【訓高・○云阿麻下效此】	○―天字敷	高当作天(イ)、○―「下天イ」(ノブ寺)
2	414 【流字以上十字以音】	琉(ノブ)	流当作琉
3	501 次豊雲野神【止】	上	止字当去(ノブ寺)
4	503 宇比地邇神【止】	上	止去二字当去(下の「妹須比智迹【去】」への指示を含む)
5	506 妹阿夜【止】訶志古泥神	上(ノブ寺)	止字当去
6	706 伊予国謂愛止比売	【上】(ノブ寺)	止字当去
7	713 筑紫国謂白日別止	【上】	止字当去(ノブイ寺)
8	1304 伊邪那岐命造桃子汝如助吾	告(ノブイ朱寺)	造一本作告為是
9	1305 青人草之落苦瀬	懶	瀬疑懶字之誤也
10	1305 患惣時	惣	なし「患惣」に「ヤマヒシクルシム」と訓)
11	1412 次於投流左御手	棄(旧ノブ)	流当作棄

29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12
2813	2813	2804	2803	2802	2718	2714	2712	2701	2606	2416	2408	2116	2007	1718	1714	1512	1511
蛤具比売命作活	乃遣蛭具比売	於是八上比売○八十神言	雖負佩汝命獲之	故其菟自大穴牟遲神	取其水門捕黃敷散	補我悉剥我衣服	於是知與吾挨孰多	於大穴牟遲神負佩為從者	淤迦美神之女名曰阿比売	取成其童女而判御美豆	【○此謂赤加賀知者】	天香山之真男麻之	【三杖部造等之祖也】	何故上来迹	曾毘良邇者千人之鞠	上津綿士津見神	於○中滌所成神名
貝（ノブ）寺	蛭一蟹、具一貝（ノブ・イ・イ朱）	答（旧事紀）ノブ・寺	袋（旧）	白（旧・ノブ・イ・イ朱）	蒲（旧・ノブ）	捕（旧・ノブ・寺）	族（旧・ノブ）	袋（旧）	日（ノブ）	刺（ノブ）	○一爛	鹿（ノブ・イ）	枝（ノブ・寺）	余（ノブ・寺）	入（ノブ・イ朱・寺）	【上】（ノブ・イ朱）	水（ノブ補）
なし（「カヒ」と付訓）	なし（「具」に「カヒ」と付訓）	売下一本有答字	佩当作俗（ノブ）	白	捕当作蒲	捕当作捕	族（「ヤカラ」と付訓）	佩一本作袋為是（ノブ）	日一本作日為非（墨）	判当作刺	知一智	麻当作鹿	杖当作枝	迹当作余	人当作入	士字当去	水一本（墨）

30	2814	蛤具・比売持水・而	具―貝（ノブ）寺	持水一本作待兼
31	2817	打離其水・自矢	水―氷（旧・ノブ）寺、自―目（旧・ノブ）寺	水当作木
32	2903	矢刺乞・時	之（「旧事紀」・旧）	乞―一本作之為是
33	2906	須勢理毘売出見為自合而	目（旧・ノブ）寺	なし（「メアハセ（墨）」と訓。親寓か）
34	2913	赤来日夜者入呉公峰室	亦（ノブ・イ）寺	赤当作亦
35	2918	落隠入之聞	間（「旧事紀」・ノブ）	間当作間
36	3211	宇良須能登理劍	叙（ノブ）	劍当作叙
37	3302	麻知富許能迦・能美許登許登能迦多 理碁・登母	麻―夜（ノブ・イ朱）寺、微―微（ノブ）、碁―其（ノブ）	麻当作夜
38	3313	游岐都登理牟那美流登岐	游―游（ノブ）寺	游当作游／牟当作宇
39	3316	斯米・許召・母	召―呂（ノブ）寺	米一本作未為是／召当作呂
40	3404	阿佐阿米能疑・理尔多々牟劍	劍―叙（ノブ）	疑当作岐／劍当作叙
41	3407	夜和・富許能加微	知（ノブ）寺	和当作知
42	3515	天之甕生・神之女	主（ノブ）寺	甕生一本作甕主

この表からわかるのは、為起と春満の校訂が一致しているのは、ほぼ延佳本に依拠していると推定される箇所だということである。この表では割愛しているが、為起が校訂を指示しているにも関わらず、親盛の注がない箇所は、しばしば延佳本とも一致しない箇所である。逆に二十一番では延佳本に依拠したと思われる春満の校訂が為起のものと食い違う結果となっている。もちろん春満が常に延佳本にしたがっていたというわけではない。二〇番の「游迦美神

之女名曰阿比売」(上²⁶⁰⁶)に關して為起は延佳本に基づいて「日」を「日」に改めるよう指示しているのに対し、親盛の頭注には「日一本作日為非」とあり、その校訂を否定する。このことはかえって春満が校訂の際に「一本」として延佳本を参照していたことを示しているだろう。中村啓信もまた、春満は『古事記』の諸写本を広く調べていたわけではなく、延佳本が主要な対校資料であったと述べている。⁽²⁸⁾つまり、為起と春満の校訂の一致と見られるものは、両者がそれぞれ延佳本を参照した結果と考えられる。

とはいえ興味深いのは、延佳本には見当たらないにも関わらず、為起と春満の説が一致する箇所もあるということである。たとえば九番のごときは、親盛が「瀨疑懶字之誤也」と記しているように、推測の結果がたまたま為起の校訂と一致したとも考えられよう。しかし三二番の「矢刺乞時」(上²⁹⁰³)に關しては、為起は「乞」を「之」と改めるように指示し、親盛も「乞一本作之為是」と記しており、春満が何らかの「一本」に拠っていたことがわかる。この箇所について宣長は「之字旧印本延佳本共に、乞と作るは誤なり、今は一本に依れり、旧事紀にも之とかけり」(『古事記伝』十之巻)と述べ、千葉も「諸本集成では『之』とする本はない。一本は為起書き込みである」⁽²⁹⁾と述べており、為起の校訂は珍しいものであったと思われる。『先代旧事本紀』に組み入れられた本文では「之」になっているが、「旧事紀にも」云々とあるように、宣長が『旧事紀』ではなく『古事記』の「一本」に依拠していたことは明らかである。中村の推測では、宣長が依拠していたのは賀茂真淵の校訂で、真淵は春満講義の書入れ本を参照しており、春満自身は『旧事紀』にしたがって本文を改訂したという。⁽³¹⁾だがそうになると、中村自身も指摘しているように、宣長がこの校訂を師説として紹介していないことが不審である。とするとここで宣長が「一本」として参照しているのは為起の書入れではないだろうか。

翻って春満もまた「乞一本作之為是」と指示しており、中村の推測のように春満が依拠していたのは『旧事紀』で

あった可能性はあるが、だとすると「一本」という言い方はやや不自然である。とすれば、春満が参照していたのは為起の校訂だったという可能性はないだろうか。無論、為起も『旧事紀』に基づいて校訂しているのであるが、その結果の本文を春満が「一本」と指している可能性はあるのではないか。あるいは共通の本、もしくは同系統の本を参照していたのではあるまいか。

この仮説の証拠となりうる例を二つ挙げておこう。中村は春満の対校資料が未詳である注釈を六例挙げており、そのうち一つは「宇庭王」(下3903)に関して「庭一本作遲」とするものである。³²この箇所について為起もまた「庭」を「遲」に改めるよう指示している。延佳本も「庭」に「チ」と付訓し、真福寺本にも「遲」の異体字らしきものが書かれているため、為起の独創とはいえないが、本文の改訂まで指示した為起の例は珍しいものであったといえる。宣長は「遅ノ字諸本に庭に誤れり、今は一本に依れり」(『古事記伝』四十四之卷)と述べており、中村は真淵本に拠ったものとしているが、真淵もまた本文の改訂には至っていないため、ここで宣長が指している「一本」とは為起の校訂ではないかと推測される。同様に、春満が参照している「一本」もまた、為起の校訂本を指しているのではないかと推測が成り立つ。

さらに中村は春満の独自異文も挙げており、そのうちの一つは「水河」(中2611)を「河当作門」とするものである。中村は、諸本において「水河」となっているにも関わらず、「春満がこの河を門に作るべしとする理由は解らない」としているが、³⁴実は為起が「河」に対して「門敷」との傍注を付けているのである。またその結果、両者において「ミナト」という訓も一致している。このこともまた、春満が為起の校訂を参照していたことを示唆しているのではないか。宣長もこの箇所について「門ノ字諸本に河と作るは誤なり今は一本に依れり」(『古事記伝』二十五之卷)と述べており、中村は真淵説の継承と推測しているが、千葉は「書き込みの状況から見ても一本とは為起のものと考えられる」

と述べている。³⁶⁾

以上のように、為起と春満の本文校訂が一致する箇所はおおむね延佳本に依拠した結果であったが、春満が為起の校訂を参照していたと想像させる箇所もわずかながらあった。もちろん春満が為起の著作に触れていた証拠は他になく、為起の著作類も没後は松山に移されていたのであるが、後年為起旧蔵の『古事記』が京都の書肆で売られていたのであるから、それは為起没後も京都に留まり、春満の目に触れていた可能性もあるのではないだろうか。しかし両者の関係について断案を下すにはまだあまりに証拠が少ないであろう。以下、為起と春満による訓を取り上げ、さらに考察を進めていきたい。

二、為起と春満の付訓

(1) 本文の訓

為起による『古事記』本文の訓は延佳本と一致するものもあるが、独自の訓も少なくない。ここでは中村啓信が春満独自の訓として取り上げたものと比較してみたい。³⁷⁾

【表2】春満特有の訓と為起訓との一致箇所

1	番号	寛永版所在	為起傍訓	親盛傍訓
序512	誥命		ミコトノリ	ミコトノリ

2	中415 押機	ヲシヲ	オシヲ
3	下2713 莫レ殺	ナコロシマシソ	ナコロシマシソ

以上のように、為起の訓と春満特有の訓が一致する例は三つあることがわかった。このうち二番の訓「オシ」は宣長も『古事記伝』の中で採用している。中村は「ここを真淵は『オシハジキ』と訓み、本居宣長におよんで『オシ』が再び現われることになり、今日に至っている。したがってここにも現代の研究者の誰もが、宣長に始まるとしか考えようがなかった訓みに、すでに先駆者のあったことが指摘できる」と述べているが、「オ」と「ヲ」の表記の違いはあるものの、おそらく宣長は為起の訓を参照して「オシ」を採用したのであろう。そして春満が為起の訓を参照していた可能性もうかがえるのである。

ところで春満の門弟であった賀茂真淵は『古事記』の校訂や訓に関しても師説を継承しており、中村が明らかにしたように、その一部は真淵の門弟たる宣長に受け継がれたのであった。中村は真淵が継承した春満の訓を一覧にしているが、それらと為起の訓が一致している箇所を次に掲げる。

〔表3〕真淵が採用した春満の訓と為起訓との一致箇所

番号	寛永版所在	為起傍訓	親盛傍訓
1	上2716 於是	コ、ニ	コ、ニ
2	上4707 神者也	カミナリ	カミナリ
3	中215 横刀	タチヲ	タチヲ
4	中913 嫡后	キサキ	キサキ

9	下 2713 莫レ殺	ナコロシマシソ	ナコロシマシソ
8	中 4202 当時	ソノカミ	ソノカミ
7	中 3506 覆奏	カヘリコトマウス	カヘリコトマウシ
6	中 3202 等	トモ	ト 〔濁点墨〕モナリ
5	中 2611 水河	ミナト 〔「河」に「門敷」と注〕	ミナト 〔「河当作門」と頭注〕

真測が着目した春満の訓には相応の独創性があると考えられるが、それらと為起の訓が一致するもの、あるいは類似するものは九例ある。このことは、やはり春満が為起の訓を参照していたことを物語っているのではないだろうか。

(2) 歌謡の訓

前節で見たように為起と春満の訓の一部には共通性があることがわかったが、『古事記』の中でも難解な歌謡の解釈についてはどうかであろうか。例として上巻にある歌謡を一つ取り上げ（中村啓信訳注『新版 古事記』〈角川ソフィア文庫、二〇〇九年〉では歌謡番号2）、為起と春満の傍訓と傍注とを比較してみよう。なお、親盛本の箇所引用者注の中で「濁点墨」とある場合、その直前の字の濁点のみが墨筆で書かれていることを、したがって大西親寓などによる後世の書き込みである可能性を示している。また、寛永版本に元からある傍訓は大カッコ（「」）でくくって記した。

【表4】歌謡番号2

番号	寛永版本該当箇所	為起傍訓	為起傍注	親盛傍訓	親盛傍注
1	上 3113 夜斯麻久余	ヤシマクニ	大八嶋事	ヤシマクニ	八洲国
2	上 3113 都麻々岐迦泥弓	ツママキカ子テ	ツマラモトメカヌル心 ヲヨミ	ツママギ〔濁点墨〕カ 子テ	妻不見不得而
3	上 3113 登々富々斯	トラシ	遠心	一ト三ト二ホ四ホシ	遠遠
4	上 3114 佐加志売遠	サカシメラ〔遠〕を 〔衰〕に修正	サケ明メノ心	サカシメラ	賢女
5	上 3115 久波志売遠	クワシメラ。	佐加志メノ心同佐ハ付 コトハ也	クハシメラ	妙女
6	上 3116 阿理加用婆勢	アリカヨワセ、	初言也	アリカヨハセ	在通
7	上 3116 多知賀遠母	タチカラモ、	太刀刀事	タチカラモ、	太刀之緒亦
8	上 3118 那須夜伊多斗遠	ナスヤ、イタトラ	板戸心	ナスヤイタド〔濁点墨〕 ヲ	間板戸
9	上 3118 淤曾夫良比	ヲソフラヒ、	戸ヲアケラレヌ心	オソフラヒ	押振
10	上 3201 比許豆良比	ヒコツラヒ、	引入ヌト云心	ヒコツラヒ、	拏
11	上 3202 奴延波那伎佐怒	ヌエワナキサノ、	海ニモカ、ル言也	ヌエハナキサヌ	鶺鴒者鳴
12	上 3203 斯波登与牟	シバトヨム	ソマンナトノドヨム心	シハトヨム、	雉者響〔芸斯〕を「キ シ」と訓
13	上 3203 迦都婆那久	カツワナク、	カワスノナクト云事ワ ヲリヤクス	カケハナク〔迦都当 作迦祁〕と頭注	鶺鴒者鳴

【表5】松本論文所引歌謡

番号	寛永版本該当箇所	為起傍訓	為起傍注	親盛傍訓	親盛傍注
2	上 3205 許世泥	コセ子、		コセ子	殺令
3	上 3218 麻那賀理	マナカリ、		マナカリ、	跨
4	上 3308 牟那美流登岐婆	ムナミルトキハ、	食ヲナメル心	ウナミルトキハ〔牟 当作字〕と頭注〕	見時者〔ウミヲミル トキハト云心也〕〔古 事記筋記〕〔
5	上 3414 阿夜加岐能布波夜	アヤカキノ。フハヤ	見事心	アヤガ〔濁点墨〕キノ フキヤ〔阿疑詞字之 誤乎／布波当作布岐〕 と頭注〕	文牆之葺屋

以上のように、歌謡部分は音仮名で書かれているだけに両者の訓の違いはあまり多くないが、意味の注釈は大きく異なっている。「ヤシマクニ」のごとき簡単な言葉であればほとんど差異はないが、より難解な古言になると為起の理解が及ばなくなってくるという傾向が見て取れよう。

この点をより明らかにするために、松本が春満に特徴的な歌謡の解釈として挙げているものと為起の注釈とを比較してみる(以下、通し番号は前掲の中村訳注『新版 古事記』に拠る)。

14	上 3205 伊斯多布夜	イシタフヤ。	初言シタフ心	イシタフヤ	慕哉
15	上 3206 登母許遠婆	トモコヲバ、	初言付コトハ也	トモコヲハ	語言亦是者〔上の「加 多理其登」を「カタリ ゴ〔濁点墨〕ト」と訓〕

90	87	78	75	73	57	44	43	42	42	42	42	42	17
下 2218 許知能夜麻	下 1705 夜麻多豆能	下 1503 許在許曾婆	下 1101 多都基母	下 912 那賀美古夜	下 414 佐斯夫	中 5107 韋具比宇知	中 5105 本都毛理	中 5006 阿被志斯	中 5005 加夫都久	中 5005 麻用賀岐用	中 5002 伊知比章	中 4914 毛毛豆多布	中 817 阿米都々知籽理
「コチノ」。「ヤマ」	「ヤマタツノ」。	「コ」ソ〔寛永版本の訓 「サ」を「ソ」に修正〕 「コソハ」	「タツキモ」、	「ナカ コヤ」。	サシフ	イクヒウチ。	ホツモリ。	アヒシ。シ	カフツク。	マヨカキ	イチヒイ	モモツトフ。	アメツ、チトリ
東ノ事	キニ通「チ」に対して ソマノ事也	其レコソノ許曾也妻□ _ヲ 〔杜か〕者也	立テコ、マテコマイト 云事		川ニ柳ナトノ有ヲ謡 心 「ラヒタテルサシフ」 への注〕	栗ノヒラカヌ事						数多キ海心	
「コチノヤマ」	「ヤマタツノ」、	「コサコソハ」、	「タツキモ」	「ナカ」ミ「コヤ」、	サシフ、	ホツ〔濁点墨〕ヒウチ	ホツ〔濁点墨〕モリ、	アハシシ〔「被当作波」 と頭註〕	カフツク	マヨカキ	イチヒキ	モモツタフ、	アメツツチトリ
一義云此山	右に「山」、左に「山名 山鑄之	右に「今夜」、左に「今 朝」〔「在一本作存為是」 と頭注〕	防壁	長皇子	鳥草樹	堰杙内兼打之	合	遇兼饗	焦着	真湯搔	「樸江」「地名」と併記	物物伝	天地千五百人

108	下 3115	夜布士麻里	ヤフシマリ。	ヤフシマリ、	彌柴迫
101	下 2902	麻那婆志良	マナバシラ	マナハシラ、	鶴鶴
93	下 2411	都久夜	「ツクヤ」。	「ツクヤ」、	齋
91	下 2405	由々斯	「ユユシ」	「ユユシ」	忌忌
90	下 2304	伊久美陸気	「イクヒタ」ケ。	「イクヒタ」ケ、	曲竹

この一覧からわかる通り、春満に特徴的な歌謡の解釈に、為起が影響を与えたと思しき痕跡は見当たらない。先の拙稿で論じたように、垂加派にとって歌謡の理解は一つの大きな障害であった。およそ十八世紀の初め頃を境として垂加派においても契沖の研究の撰取が進み、岡田正利の『古事記事跡抄』（元文四一―一七三九）年成りなどでは歌謡の理解も進展しているが、為起の段階ではまだそこまで至っていない。「宇那加夫斯」（上3403）に「イヤナイナカト云心ウハイ通」、あるいは「波斯祁夜斯」（中3812）に「モノ、ハシキヨキ心」と注を付けているように（親盛本ではそれぞれ「低頗傾」、「麗哉」と傍注）、為起は古言を理解する際に付会的な語源説に頼っている。松本久史が述べているように契沖や春満もいまだ延約・相通説に基づく語源説から完全には脱していないのだが、やはり程度の差はあり、為起の古言理解は春満ほどには進んでいなかったのである。

おわりに

垂加神道家の大山為起と国学者の荷田春満。かつて両者はともに伏見稻荷社に仕える神職であり、何らかの関係が

あつたと推測されることは既に述べた。宣長手沢本『古事記』と親盛本『古事記』に残された注釈を比較することで、両者の関係を再考することが本稿の目的であつた。

各自の教説に基づく解釈の水準では、『日本書紀』の優位性といった点で共通性が見られるとしても、基本的に五行説を否定する春満にとって垂加派の解釈がとり入れられることはなかった。本文校訂に関しては共通するものが多数見られたが、その大半は両者が延佳本に依拠していた結果であつた。しかし為起独自の校訂と春満の注釈が一致する箇所もわずかながらあり、為起の研究を春満が参照していたか、あるいは両者が共通の（系統の）写本を参照していた可能性を示唆している。

本文の訓に関しては、春満独自の訓と見られていたものと為起の訓との一致が少なからず見出された。このことは前述の推論をさらに強めるものであるといえるだろう。しかし歌謡の注釈に関しては為起と春満の共通性は見出されず、むしろ為起の置かれていた字知の状況が露わになっている。

以上のように、本稿での考察の結果、春満が何らかの経路で為起の『古事記』注釈を参照していた可能性が浮上した。従前から中村啓信は真淵を介して春満の説が宣長に継承されていることを明らかにしていたが、本稿の仮説が正しいとすれば、宣長と春満は為起という共通の参照項も有していたということになる。とはいえ本稿で示した例だけでは、この仮説を立証するには不十分であろう。春満が直接為起の注釈を参照したのではなく、稲荷社周辺に存在していた未知の本を両者が共通に参照したという可能性も十分にある。今後、春満と為起をつなぐ具体的状況を明らかにし、また他の『古事記』諸本や注釈との比較を進めることで、両者の関係の実態を解明していきたい。

付記 本稿は國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所の平成二十六年年度の研究事業「國學院大學 国学研究プ

ラットフォーム」を拠点とする国学の『古事記』解釈の研究』の成果をもとにしたものである。本稿の作成にあたっては松本久史先生から多大なご教示をたまわった。東丸神社の松村準二宮司、そして吉田悦之館長をはじめとする本居宣長記念館の方々には、貴重な資料の撮影と使用に関してご高配をいただいた。また芹口真結子氏には資料の解読にご協力いただいた。記して深く感謝の意を表したい。

なお、一次資料の引用に当っては基本的に旧字体を新字体に直し、引用者注を亀甲カッコで表した。

- (1) 「隠れたる神道家大山為起翁の伝」、『朱』三二号、一九八八年六月、一八五頁。初出は『神社協会雑誌』第六年三・四・六号（一九〇七年）。
- (2) 三浦周行「大山葦水翁につきて」、岡部讓編『大山為起翁記念篇』所収、私家版、一九一九年、三頁。河野省三『国学の研究』大岡山書店、一九三四年、一二六頁。
- (3) 「大山為起伝補遺（二）」、『朱』三号、一九六七年七月、六七―七〇頁。松本久史も田中社祭神「猿田彦神に関する春満の解釈に為起の影響の可能性があることを示唆している（『荷田春満の国学と神道史』弘文堂、二〇〇五年、七六頁）。
- (4) 『国学の研究——草創期の人と業績』大明堂、一九八一年、一三六頁。
- (5) 同前、一三七頁。
- (6) 三宅清『荷田春満の古典学』第一卷（私家版、一九八〇年）一四五丁ウ―一五二丁ウ、松浦光修「復古神道」（『神道史研究』四七卷三・四号、一九九九年七月・一〇月）一六四頁を参照。
- (7) 松本前掲『荷田春満の国学と神道史』、一〇五―一七頁。

- (8) 斎藤英喜『古事記はいかに読まれてきたか——(神話)の変貌』(吉川弘文館、二〇一二年)、および渡邊卓『日本書紀』受容史研究——国学における方法』(笠間書院、二〇一二年)の序論を参照。
- (9) 『荷田全集』第六卷、吉川弘文館、一九三一年、八六頁。
- (10) 『近世学芸論考——羽倉敬尚論文集』明治書院、一九九二年、四八—九、六四頁。
- (11) 西田長男「大山為起」、『朱』二九号、一九八五年六月、一四七頁。
- (12) 岩橋小彌太「荷田春満の神祇道徳説」、『神道史叢説』所収、吉川弘文館、一九七一年。三木正太郎「荷田春満の神典研究と神道説」、『皇学館大学紀要』第十二輯、一九七四年。上田前掲『国学の研究』、一三八頁。
- (13) 松本前掲『荷田春満の国学と神道史』、四七頁。
- (14) 「垂加神道における『古事記』研究——神典解釈の問題を中心に」、『國學院大學研究開発推進機構紀要』七号、二〇一五年三月。
- (15) 大久保正編『本居宣長全集』第二〇卷、筑摩書房、一九七五年、三九七頁。千葉真也「古事記」(本居宣長記念館編『本居宣長事典』東京堂出版、二〇〇一年)を参照。
- (16) 「本居宣長手沢本旧事紀または大山為起校訂本旧事紀について」(『朱』三六号、一九九三年二月)、「古事記校訂における為起と宣長——宣長手沢本古事記上巻」(『相愛大学研究論集』九号、一九九三年三月)、「為起から宣長へ」(『中西智海先生還暦記念論文集 仏教と人間』所収、永田文昌堂、一九九四年)。
- (17) 前掲「古事記校訂における為起と宣長」を参照。
- (18) 同前、二六三頁。
- (19) 「大山為起の学問——その校訂本『先代旧事本紀』を通じて」、『朱』二四号、一九八〇年六月、一四四頁。

- (20) 『鼈頭古事記』の刊行は元禄七（一六九四）年との説もある。
- (21) この資料のデジタル画像は以下のウェブサイト（近世における前期国学の総合的研究）で公開されている。
http://azumamaro-kokugaku.jp/06kokai/000_img_list.htm
- (22) 松本久史「前期国学の古事記研究——荷田春満の古事記注釈書と書入れ本について」、『古事記學』一〇号、二〇一五年三月、二七七—二八九頁。
- (23) 「親寓」の名は上巻二一丁オ二行「陰上」への頭注にも見られる。親寓については伏見稲荷大社御鎮座一千二百五十年大祭奉祝記念奉賛会編刊『伏見稲荷大社年表』（一九六二年）附録六三頁を参照。それによれば親寓は中社神主を務め、文政四（一八二二）年に六十三歳で没したという。
- (24) 『古事紀箇記上中下全部』、東丸神社所蔵（A—1—2—1）、二丁ウ。『荷田全集』所収の翻刻本の問題点については松本前掲「前期国学の古事記研究」二八三—二八五頁を参照。なおこの原本では引用箇所右に異なる筆跡の墨筆で「非也天ミナカヌシタカミムスヒカミミムスヒ也」との傍注が付けられている。注の通り春満の誤りであった可能性はあるが、後世の解釈による書入れとも思われる。
- (25) 千葉前掲「古事記校訂における為起と宣長」、三一—三七頁。
- (26) 中村啓信『荷田春満書入古事記とその研究』（高科書店、一九九二年）を参照。
- (27) 千葉前掲「為起から宣長へ」、二一—四頁。
- (28) 中村前掲『荷田春満書入古事記とその研究』、三四七頁。
- (29) 大野晋編『本居宣長全集』第九卷、筑摩書房、一九六八年、四四三頁。
- (30) 千葉前掲「為起から宣長へ」、二一—二七頁。

- (31) 中村前掲『荷田春満書入古事記とその研究』、四六一―二頁。
- (32) 同前、四六四―九頁を参照。
- (33) 大野晋編『本居宣長全集』第十二巻、筑摩書房、一九七四年、四一七頁。
- (34) 中村前掲『荷田春満書入古事記とその研究』、五三八―九頁。
- (35) 大野晋編『本居宣長全集』第十一巻、筑摩書房、一九六九年、一一五頁。
- (36) 千葉前掲「為起から宣長へ」、二二四頁。なお、千葉はこの本文改訂について、「直後の本文に『故号其水門謂和那美之水門也』とあるのによつて、『水門』と改めたのであろう」(同上)と述べる。とすれば、為起と春満の両者が同一の推測によつて本文を書き改めた可能性もある。とはいへこれが諸本にはない珍しい異文であることまたはかである。
- (37) 中村前掲『荷田春満書入古事記とその研究』、三三五―七頁。
- (38) 中村前掲『荷田春満書入古事記とその研究』、三四四頁。
- (39) 同前、三六九―三七五頁。
- (40) 松本前掲「前期国学の古事記研究」、二八六―七頁。
- (41) 松本前掲『荷田春満の国学と神道史』、三六一―七頁。